平成２２年（フ）第６３９０号
東京都千代田区九段北１丁目９番５号―606
破産者　株式会社メディアビジネスクリエイティヴ
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３９１号
神奈川県相模原市南区相南１丁目２―16―202
破産者　吉田　安孝
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４００号
東京都目黒区上目黒２丁目16番12号
破産者　株式会社インターサブジェクト
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４０１号
東京都目黒区上目黒２丁目16―12―502
破産者　高安　　優
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４３３号
東京都品川区大井１丁目32番14号
破産者　有限会社アドクリップ
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４４４号
東京都中央区銀座７丁目６番５号　石井紀州屋ビル２階Ａ１
破産者　有限会社兵六
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４４５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5518―11
破産者　内藤　剛志
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４８３号
東京都府中市宮町１丁目27番地１　府中パークホームズ704
破産者　有限会社サンマークシステム
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４８４号
東京都品川区大井７丁目４―７―201
破産者　山卒　秀得
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５５６号
千葉県松戸市常盤平３丁目13番地２
破産者　有限会社リアルエステート
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５５７号
千葉県松戸市東平賀239　第２ラフィーヌ北小金302
破産者　山田　文江
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６０８号
東京都杉並区高井戸東３丁目13番14号
破産者　有限会社ランフィッシュ
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６０９号
東京都杉並区高井戸東３丁目17―９
破産者　三澤　　充
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６４８号
東京都江戸川区松本１丁目23番15号
破産者　有限会社プリベール
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６４９号
東京都葛飾区新小岩２丁目８―７―903、開始決定時の住所東京都江戸川区中央３丁目９―２
破産者　石原　五郎
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７５５号
東京都杉並区和泉３丁目22番７号
破産者　株式会社システム・ニット
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７５６号
東京都世田谷区世田谷１丁目20―２
破産者　佐藤　利秀
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７６８号
東京都江東区有明３丁目１番22号
破産者　株式会社ワールドインターフェイス
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７６９号
千葉県市川市行徳駅前２丁目16―５―301、開始決定時の住所東京都品川区東品川４丁目12―９―1709
破産者　浅田　晃司
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７９４号
千葉県船橋市栄町１丁目25番１号
破産者　株式会社島田製作所
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７９５号
東京都江戸川区西小岩１丁目22―８―405　第３当金ビル
破産者　島田　一夫
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６２０号
東京都練馬区大泉町１丁目１―28
破産者　加藤　義昭
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部